

論点と回答

一般社団法人 日本建設業連合会

- 1 足場の組立て又は解体時の最上層からの労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）に基づく墜落防止措置は十分か。

（安全帯の使用等安衛則第 564 条第 1 項第 4 号に基づく措置、足場の組立て等作業主任者の専任等、手すり先行工法）

< 日建連回答 >

- ① 平成 21~23 年度における組立・解体時における足場の最上階からの墜落・転落災害発生状況（死傷災害）」（別紙 1）によれば、分析対象 308 件の事案のうち、安衛則第 564 条第 1 項第 4 号に基づく措置を適切に行わなかったケースが 302 件（措置「無」「不十分」287 件、措置「有」だが、不安全行動等「有」15 件）と全体の 98%を占めている。日建連としては、災害事案大多数が適切な措置を講じていなかったという事実から、安衛則に定める措置を講じれば十分な墜落災害防止効果があると考える。以上のことから、日建連としては現行の規則で十分と考え、更なる強化には反対である。
- ② 分析対象 308 件のうち、「わく組足場」における災害は 85 件で全体の 28%であり、安衛則改正の主対象である「わく組足場」の全体に占める割合は高くない。
また、事故原因は安衛則に基づく措置が「無」「不十分」が 76 件で 89%と大きな比率を占めている。
従って、組立て、解体時における事故防止を図るためには、「わく組足場」以外での災害防止措置の検討と作業主任者の責務徹底、作業員に対する教育の充実が重要と考える。
- ③ 手すり先行工法については、妻側及び躯体側に先行手すりが取り付けられないものが多く、結局、安全帯に頼らざるを得ない。その際には、安全帯を付け替える必要があるが、その作業も危険性があるため、手すり先行工法は本質的に絶対安全とは言えない。
- ④ また、足場の組立・解体作業については、作業の性質上、通常作業時等の墜落防止措置と同等の措置が困難であるため、ハード、ソフト両面の対策により、墜落災害の防止を担保している。そのため、日建連としては墜落防止措置の更なる強化は必要なく、現行規則に基づく措置の周知徹底を図ることが重要と考える。

- 2 通常作業時等の安衛則に基づく足場からの墜落防止措置は十分か。
(安衛則第 563 条第 1 項第 3 号に基づく措置、安全衛生部長通達に基づく「より安全な措置」)

<日建連回答>

- ① 平成 21~23 年度における通常作業時における足場からの墜落・転落災害発生状況(死傷災害) (不明等を除く) (別紙 2) によれば、分析対象 859 件の事案のうち、安衛則第 563 条第 1 項第 3 号に基づく措置を適切に行わなかったケースが 850 件(措置「無」「不十分」781 件、措置「有」だが、不安全行動等「有」69 件)と全体の 99%を占めている。論点 1 と同様に日建連としては、災害事案大多数が適切な措置を講じていなかったという事実から、安衛則に定める措置を講じれば十分な墜落災害防止効果があると考える。以上のことから、日建連としては現行の規則で十分と考え、更なる強化には反対である。
- ② また、分析対象 859 件のうち、「わく組足場」における災害は 293 件で全体の 34%であり、安衛則改正の主対象である「わく組足場」の全体に占める割合は高くない。
また、事故原因は安衛則に基づく措置が「無」「不十分」が 267 件で 91%を占めている。
従って、安衛則 563 条第 1 項第 3 号に基づく措置の災害防止効果は高く、引き続き、措置の徹底を図る事が適当であると考え
- ③ 通常作業時における「わく組足場」以外での災害防止措置の検討と確立、作業員に対する教育の充実が重要と考える。
部長通達に定める「より安全な措置」については、安衛則に定める措置を徹底すれば十分という今回の分析結果を受けて、新たに規制に盛り込む等の必要はないと考える。

3 安衛則に基づく足場の点検義務は十分か。
(安衛則第 567 条及び安衛則第 655 条)

<日建連回答>

- ① 足場の点検については、点検のみならず点検の結果明らかになった問題点を直ちに補修することが、事業者には罰則付きで義務付けられている。第三者による足場の点検は、労働者の生命に係る点検を法律上何ら責任のない者が行うということであり、これを認めることは事業者としての責任を放棄するに等しい。責任を負わぬ者による点検は絶対に認められるべきではない。足場の点検については、足場の組立て等作業主任者および当該足場の使用者が自らの責任において行っており、日建連では第三者による点検は必要ないと考える。
- ② 足場の点検は、日々の使用前点検や現場巡視でのフォローが重要である。足場は施工ステージごとに様々な業者が利用するものである。その間には、設備の取り外し等が行われるため、日々の点検が欠かせない。
- ③ また、足場は個々の現場によって形状が異なるものであり、点検対象となる足場が安全に作業を行うことができるものとなっているかを確認するためには、足場の構造等に関する知識・経験を有していることのみならず、「足場を用いて行われる作業の状況」「足場の周辺で行われる他工事による足場構造への影響」などを把握している当該現場の関係者による点検が必要不可欠である。

さらに、災害事案のほとんどが安衛則に基づく墜落防止措置が不十分であった事案であるため、安衛則に基づく足場の点検の実施について更なる徹底が必要であり、点検実施者の能力を向上し、確実な点検と普及も併せて必要であると考えます。

論点 4. 安衛則に基づく墜落防止措置を履行させるための取組は十分か。

<日建連回答>

- ① 日建連では、前記の分析結果を受けて、行政が速やかに行うべき取り組みは、規則改正による「更なる対策の強化」ではなく、「更なる対策の周知」、つまり現行規則の周知徹底であり、それがすなわち「対策の強化」へとつながるものとする。その周知徹底を図るにあたって、何が阻害要因であったのかを究明することが肝要である。

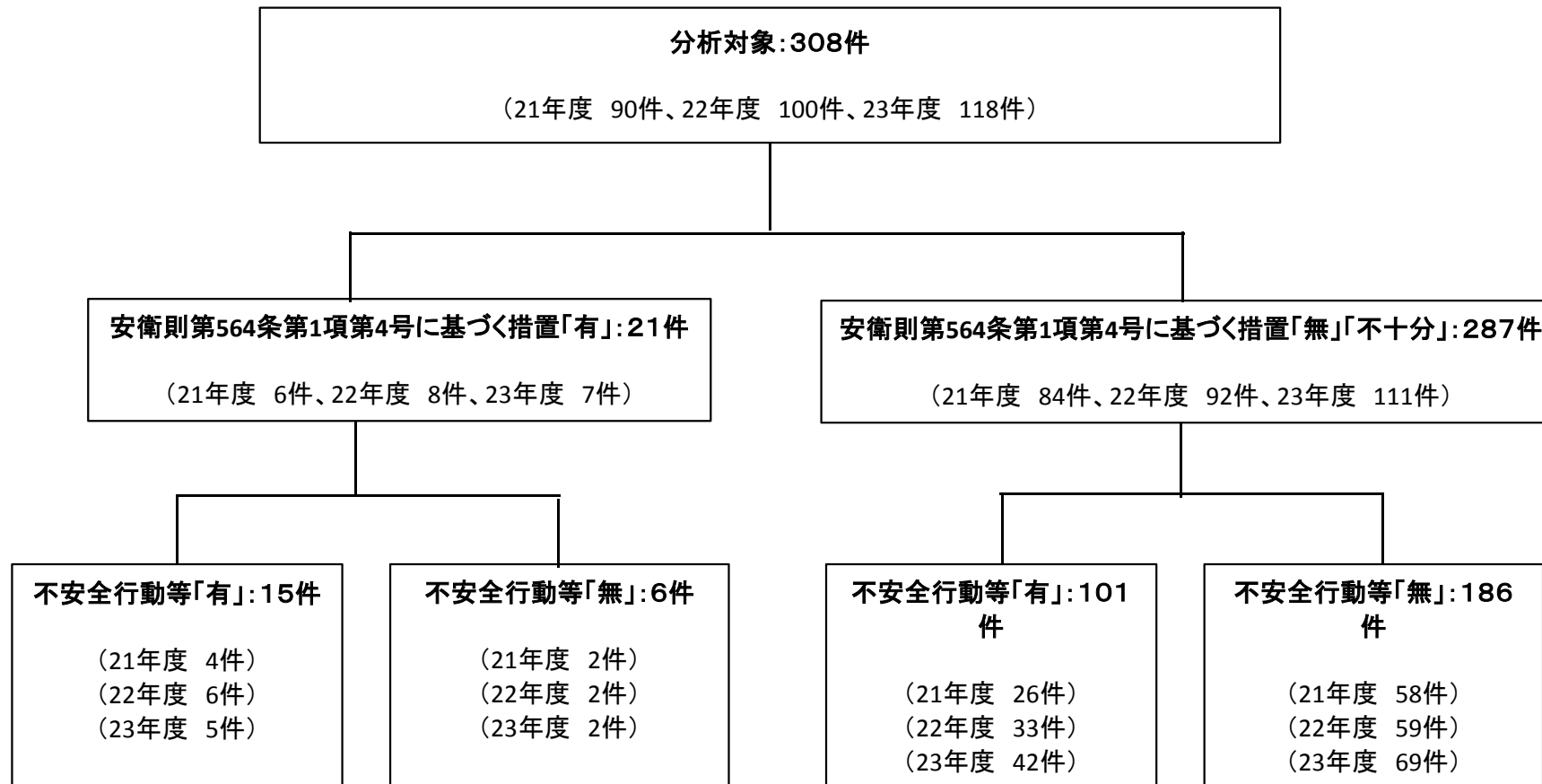
なお、日建連としては、安衛則に基づく措置を適切に行われなかった事案がこれだけあったという事実は誠に遺憾であり、これまで以上に規則の周知徹底に努めていく。

- ② 足場は、敷地境界との関係や構造物の形状等を勘案して、施工者が計画を立案し設置するものである。

また、平成 21~23 年度における組立・解体時の死傷災害の本足場以外の足場の占める比率は 62%と大きな比率を占めている。

今後は、本足場の手すり方式の議論より、組立て・解体中の事故防止のために、本足場以外のハード面での対策が急務であり、仮設資材メーカーとともに研究開発が必要と思われる。

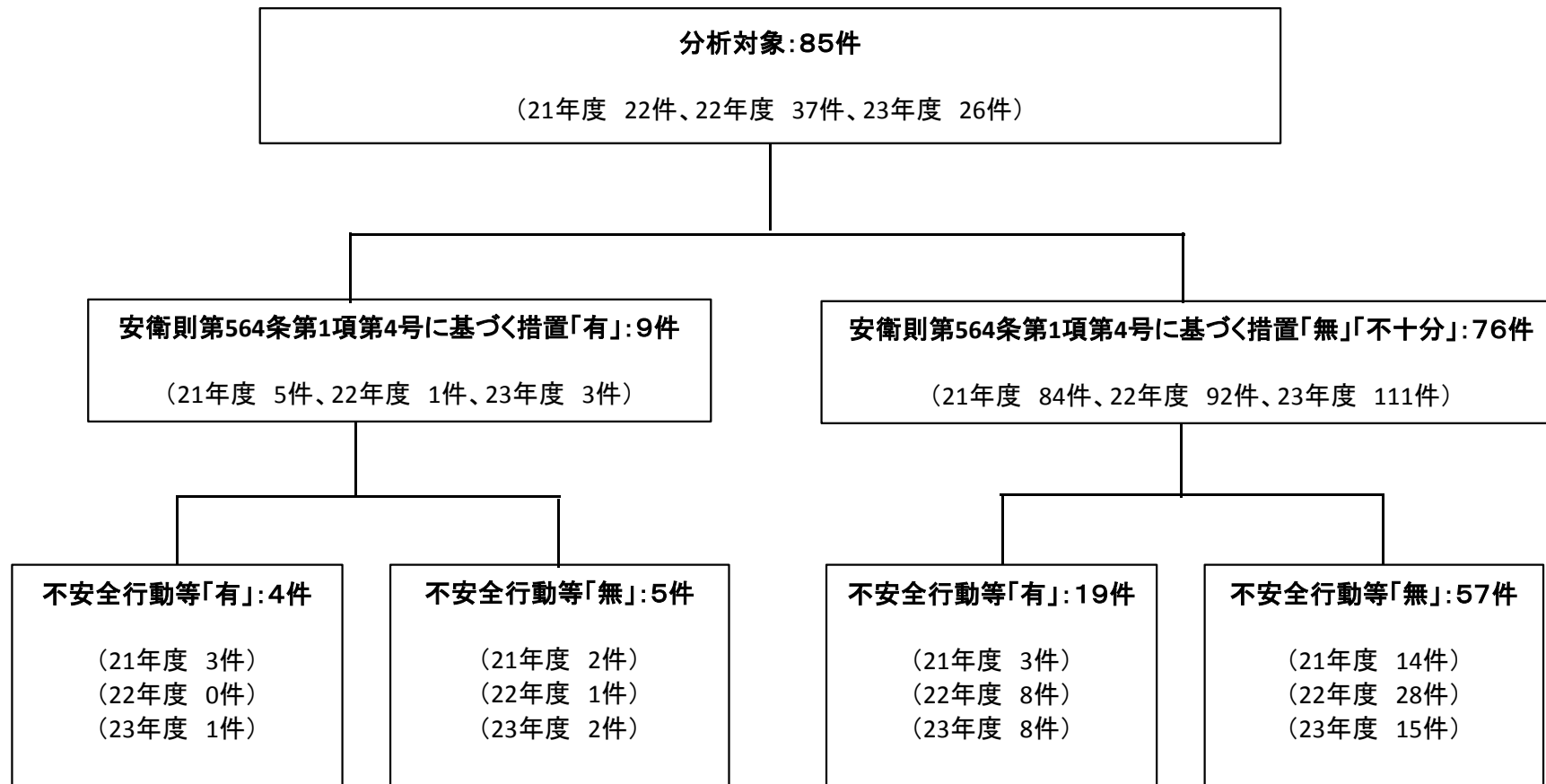
平成21～23年度における組立・解体時における足場の最上階からの墜落・転落災害発生状況(死傷災害)
厚生労働省資料を基に日建連で集計



平成21～23年度における組立・解体時における足場の最上階からの墜落・転落災害発生状況(死傷災害)

厚生労働省資料を基に日建連で集計

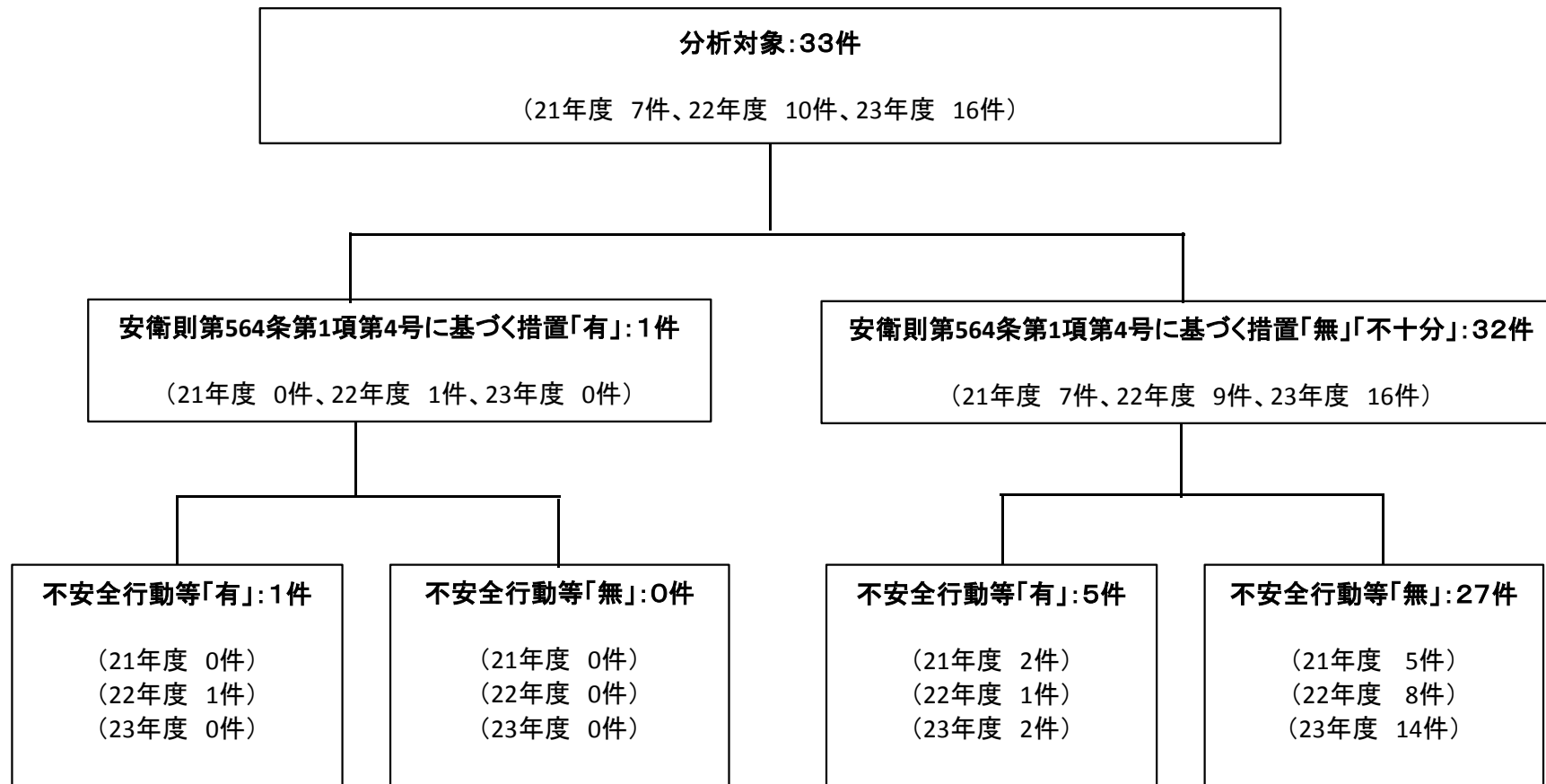
【わく組】



平成21～23年度における組立・解体時における足場の最上階からの墜落・転落災害発生状況(死傷災害)

厚生労働省資料を基に日建連で集計

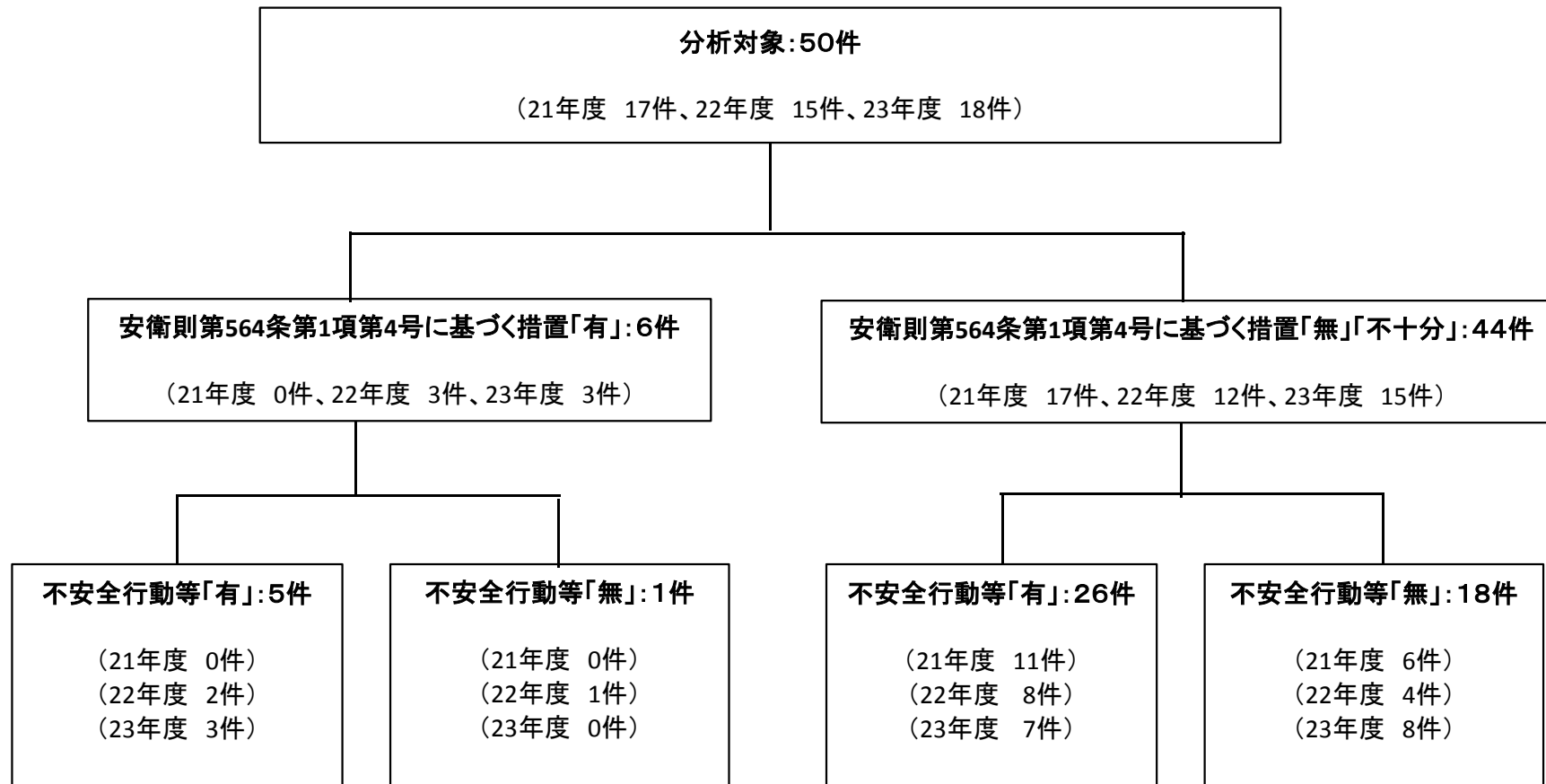
【くさび】



平成21～23年度における組立・解体時における足場の最上階からの墜落・転落災害発生状況(死傷災害)

厚生労働省資料を基に日建連で集計

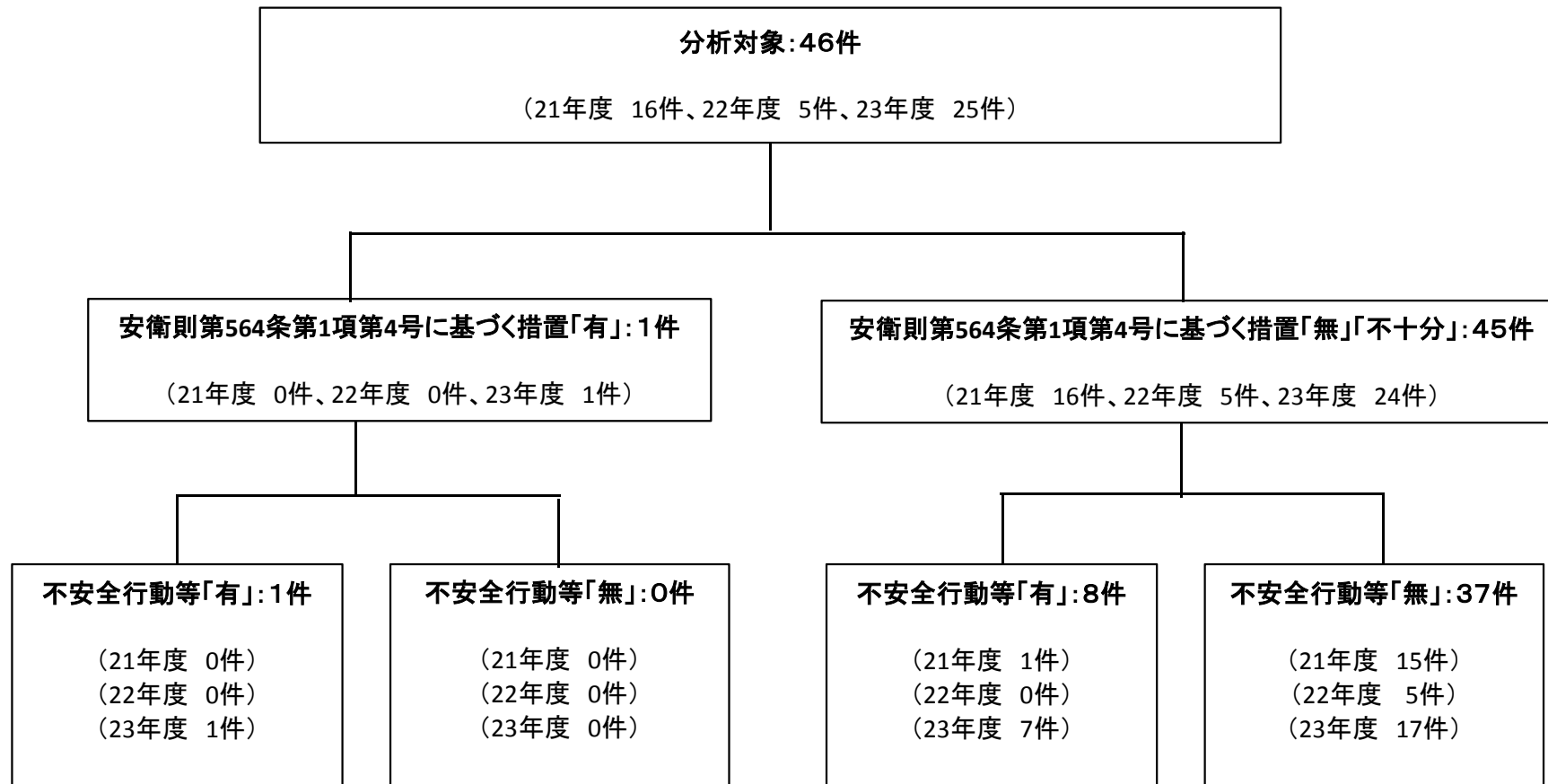
【つり】



平成21～23年度における組立・解体時における足場の最上階からの墜落・転落災害発生状況(死傷災害)

厚生労働省資料を基に日建連で集計

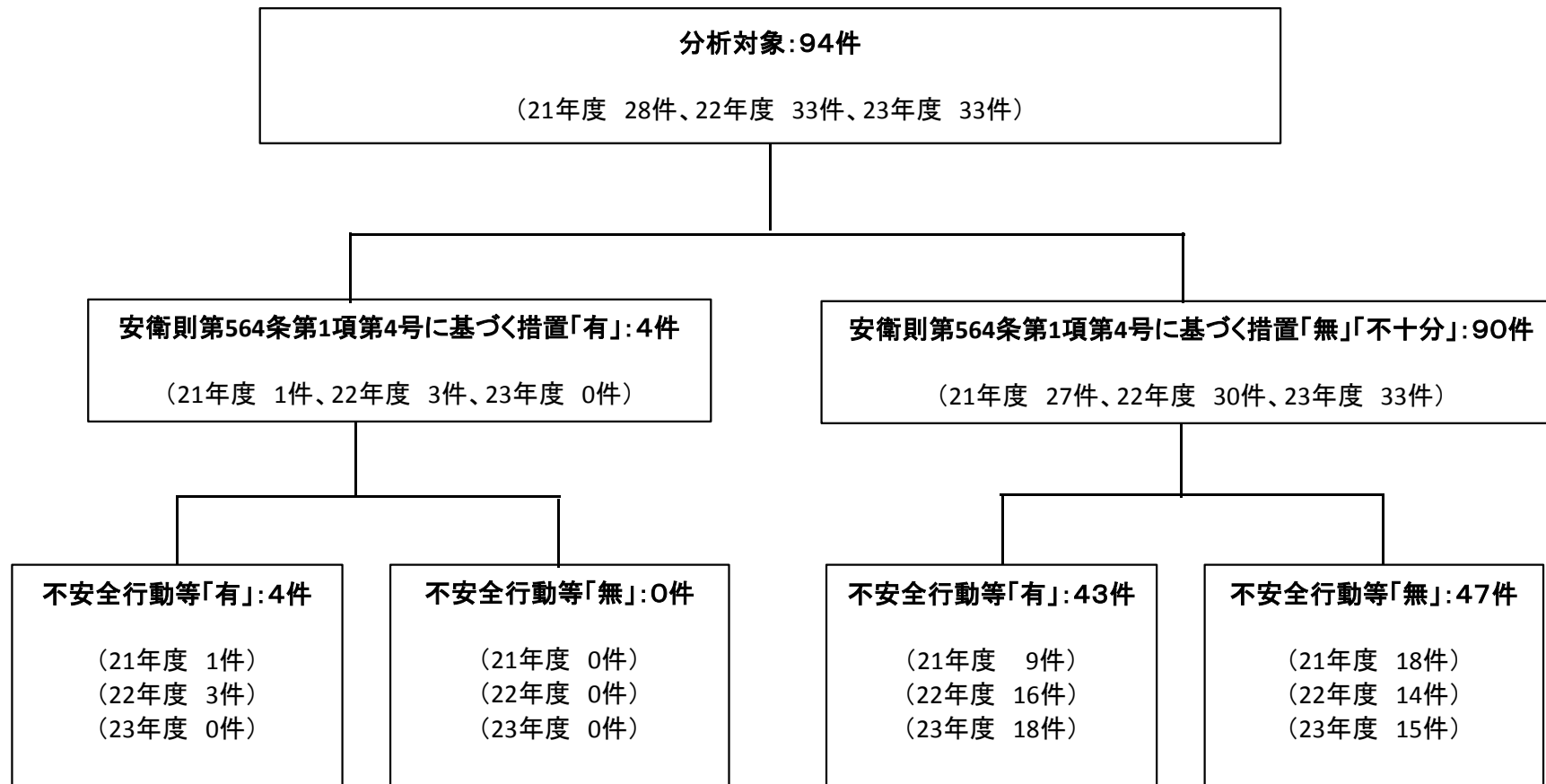
【一側】



平成21～23年度における組立・解体時における足場の最上階からの墜落・転落災害発生状況(死傷災害)

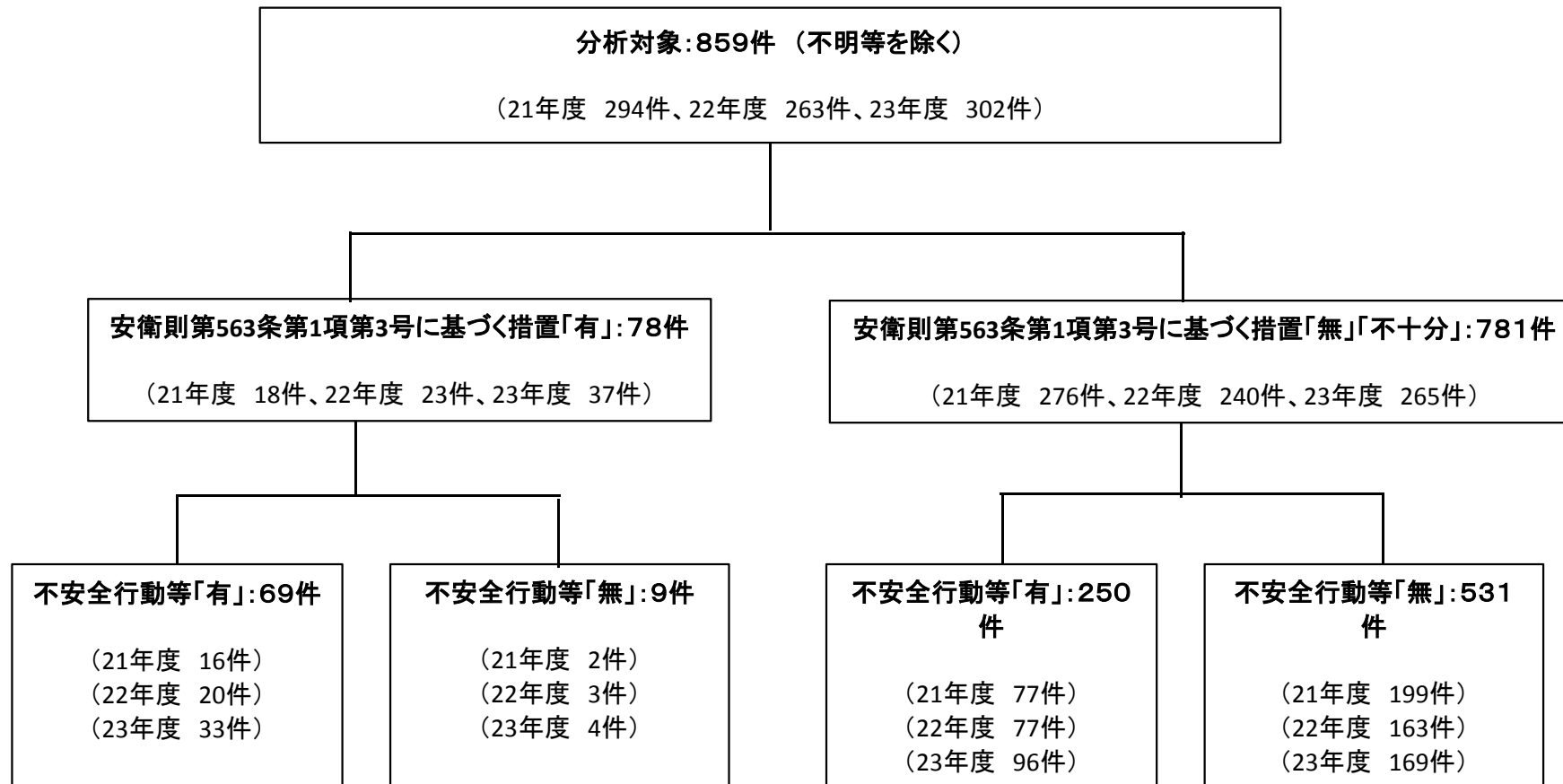
厚生労働省資料を基に日建連で集計

【その他】単管・ローリングタワー・うま・その他



平成21～23年度における通常作業時における足場からの墜落・転落災害発生状況(死傷災害)

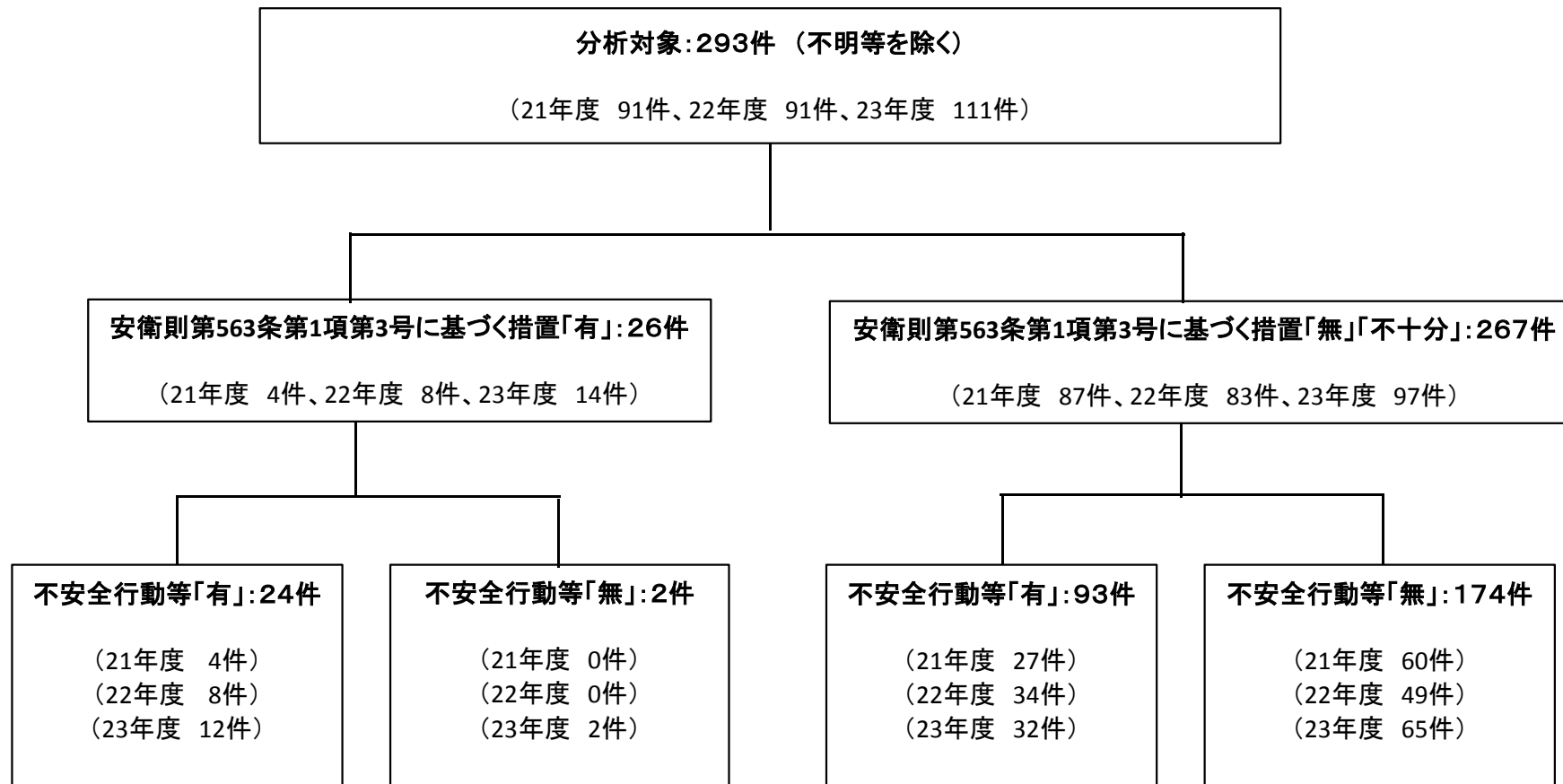
厚生労働省資料を基に日建連で集計



平成21～23年度における通常作業時における足場からの墜落・転落災害発生状況(死傷災害)

厚生労働省資料を基に日建連で集計

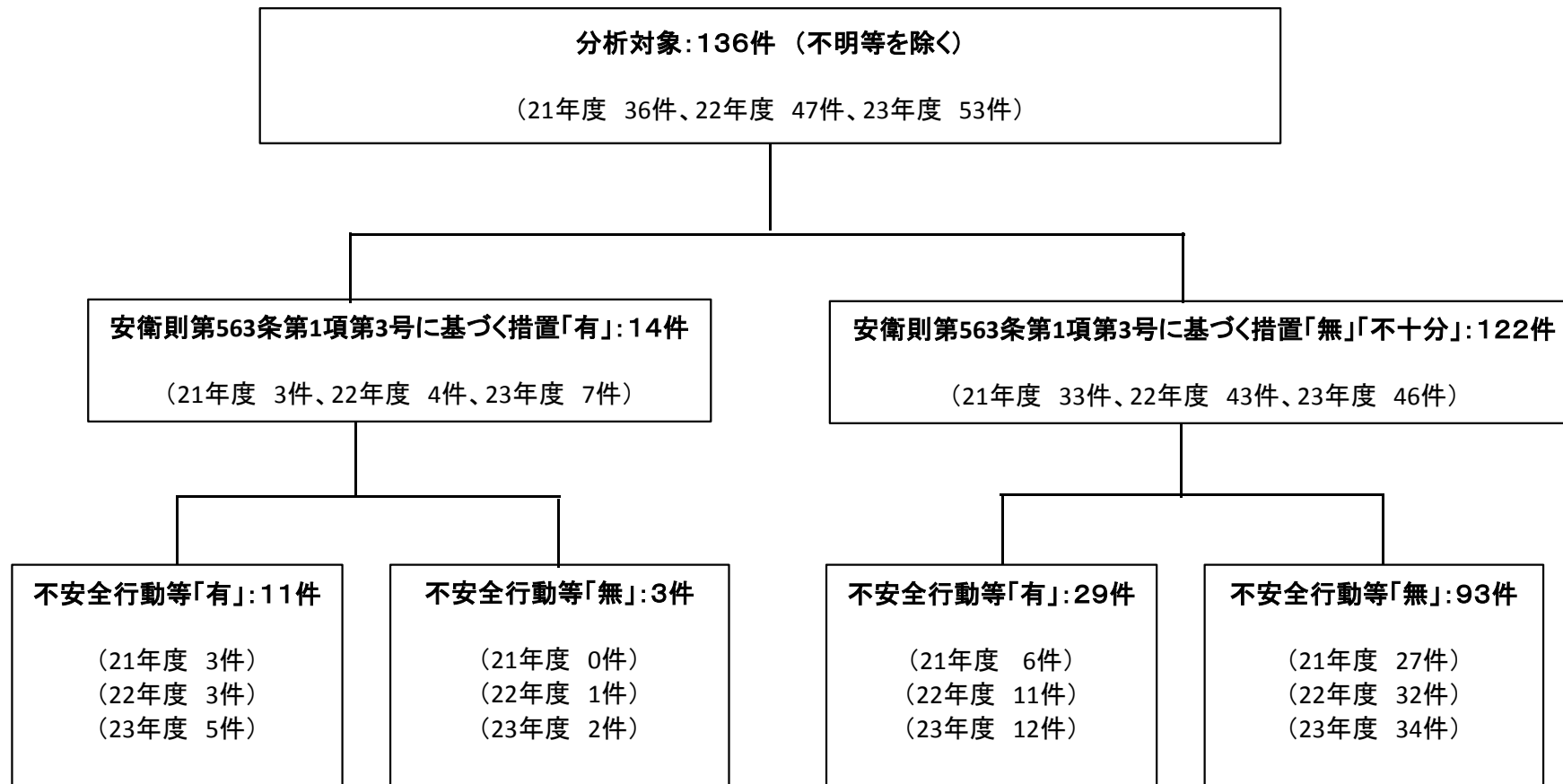
【わく組】



平成21～23年度における通常作業時における足場からの墜落・転落災害発生状況(死傷災害)

厚生労働省資料を基に日建連で集計

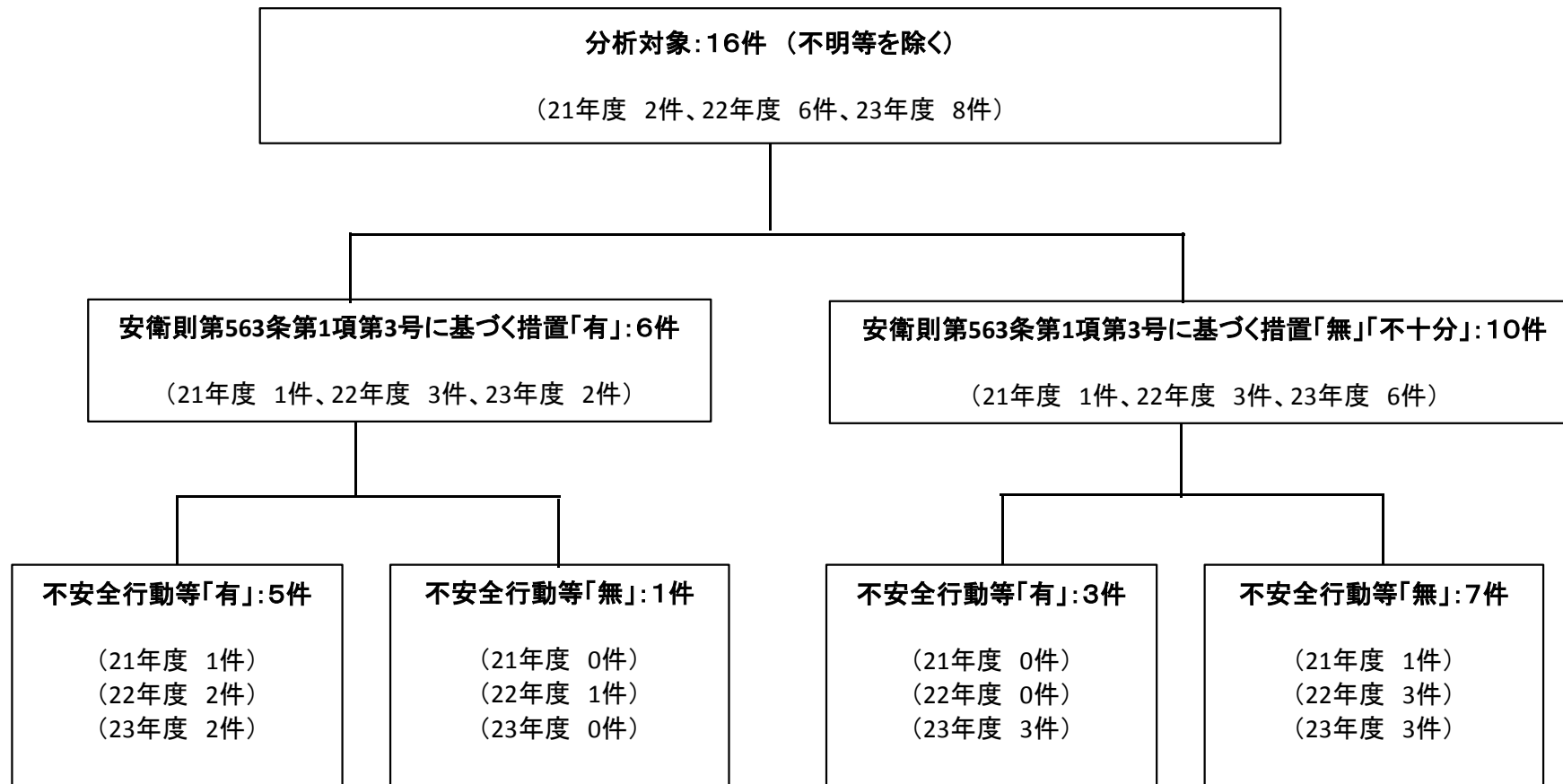
【くさび】



平成21～23年度における通常作業時における足場からの墜落・転落災害発生状況(死傷災害)

厚生労働省資料を基に日建連で集計

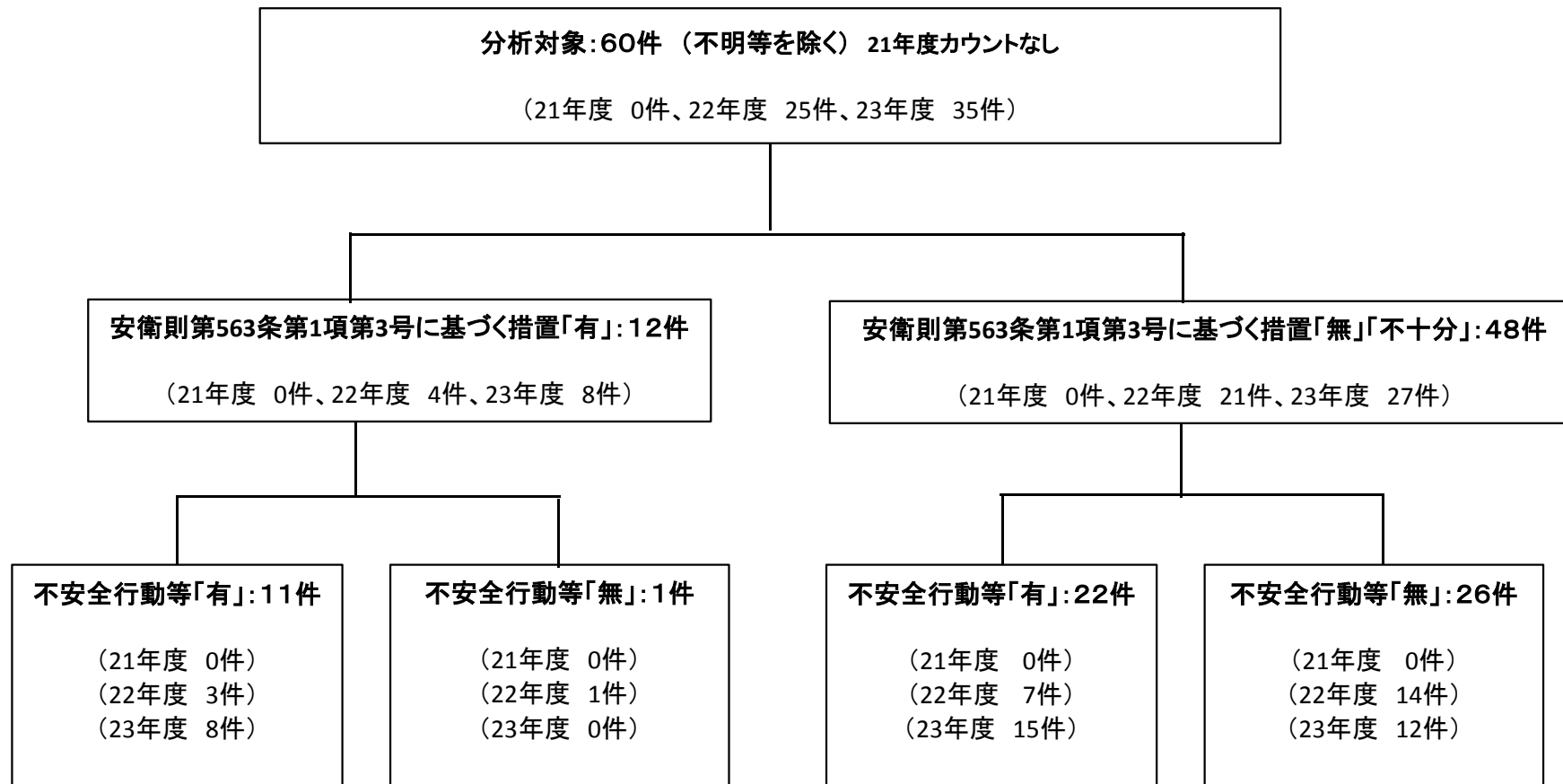
【つり】



平成21～23年度における通常作業時における足場からの墜落・転落災害発生状況(死傷災害)

厚生労働省資料を基に日建連で集計

【ローリングタワー】



平成21～23年度における通常作業時における足場からの墜落・転落災害発生状況(死傷災害)

厚生労働省資料を基に日建連で集計

【その他】単管・うま・その他

